

介護職外國人大幅増

衆院委2法案可決 「言葉の壁」懸念も

人手不足が深刻な介護現場で働く外国人の大幅増につながる二法案が二十一日、衆院法務委員会で可決された。今国会で成立する見通し。技能実習生が介護の仕事に就けるようにな

厚生労働省によると、二〇一五年には日本で約三十八万人の介護職が不足するとのみられている。介護分野での外国人受け入れは現在、フィリピンなど三カ国と結んでいる経済連携協定

- ・外国人技能実習制度の職種に「介護」を追加
- ・実習の監視機関を設置
- ・優良企業は実習期間を最大5年に延長
- ・外国人の在留資格に「介護」を新設
- ・在留資格の不正取得に罰則

ケーション不足を原因とする利用者とのトラブルも心配されている。政府はサービスの質を確保するため、一定の日本語能力を受け入れの要件にする方針だ。

二法案は、外国人技能実習制度の適正化法案と入管難民法改正案。

日本で学んだ技能を自國の経済発展に生かす技能実習制度を巡っては、ベトナムやモンゴルから介護分野への拡大を求める声が出ている。政府は法整備に伴い

職種に「介護」を追加。「高齢化が進むアジア各国のニーズに応えるため」と説明しているが、実習制度は労働力の穴埋めとして機能しているのが実態だ。劣悪な労働環境や賃金の不払いも問題化しており、適正化法案では不正を監視する「外国人技能実習機構」を設置。受け入れ団体や企業を立ち入り調査する。優良企業は受け入れ期間を現行の最長三年から五年に延長する。